

議案第 8 1 号

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

墨田区職員定数条例（昭和 4 6 年墨田区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1, 8 8 2 人」を「1, 9 3 2 人」に、「1, 9 0 0 人」を「1, 9 5 0 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

持続的に魅力ある職場づくりを進め、かつ、増大する行政ニーズに的確に対応するため、職員の定数を改める必要がある。